

# 特定利用空港・港湾に係る鹿児島県版Q & A

## < 1 総論 >

- 1-1 特定利用空港・港湾とは
- 1-2 県が受け入れた理由は
- 1-3 県が受け入れに至った経緯は
- 1-4 特定利用空港・港湾となることで何が変わるのか
- 1-5 円滑な枠組みにより想定される自衛隊・海上保安庁の利用方法は
- 1-6 自衛隊等の利用が優先されるのではないのか
- 1-7 有事の取組ではないのか
- 1-8 攻撃目標となる可能性が高まるという声があるがどうか
- 1-9 米軍の利用を心配する声があるがどうか

## < 2 対象となる空港・港湾 >

- 2-1 本県の8空港・港湾が選定された理由は
- 2-2 今後追加の可能性は

## < 3 国、市町との協議状況 >

- 3-1 国に不明な点を確認してきたとのことであるが詳細は
- 3-2 国との協議状況如は
- 3-3 国から市町への説明状況は

3-4 地元市町の意見をどのように把握してきたのか

#### < 4 特定利用空港・港湾における整備 >

4-1 対象となる整備は

4-2 自衛隊・海上保安庁の専用施設を整備するのか

4-3 特定利用空港・港湾とされたことで整備促進を期待する声があります。整備が本当に進むのか。

4-4 整備に当たっての国庫補助率のかさ上げなど地方負担の軽減は

#### < 5 国への要請 >

5-1 国への要請内容は

## < 1 総論 >

### 1—1 特定利用空港・港湾とは

国は令和4年12月に閣議決定された国家安全保障戦略等に基づいて、自衛隊・海上保安庁が平素から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これらを「特定利用空港・港湾」とし、これらについて民生利用を主としつつ、自衛隊や海上保安庁の艦船等の円滑な利用にも資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図ることとしているところです。

### 1—2 県が受け入れた理由は

県としては、今回の国の取組は、必要な整備が着実に進められることや、半島や多くの離島を有する本県において災害時における迅速な対応が期待できると考え、県管理の7空港・港湾について、「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨を、国に回答したものです。

### 1—3 県が受け入れに至った経緯は

県としては、地域に不安や懸念が生じることがないことが重要と考えています。

また本県は、他県よりも候補とされている空港・港湾が多いこと、これまでも県内で自衛隊・海上保安庁の訓練が実施されていることから、丁寧に対応を進めてきたところです。

国に対しては、昨年11月に初めて説明を受けて以降、不明な点等を確認してきました。

国からは、

- ・ この枠組みは民生利用を主とし、自衛隊等の優先利用のものではないこと
- ・ 特定利用空港・港湾における整備等は、港湾整備事業等の既存の制度に基づき進められること
- ・ 自衛隊等が各空港・港湾に精通することで、災害対応時に迅速に対応でき、能力を最大限に発揮することが期待できること

などを確認できました。

併せて、（県として、地元の意見も尊重すべきと考え、）国へ地元市町への説明を要請し、本年5月には、国から地元市町への説明が行われ、8月上旬には、県と地元市町との間で意見交換を行い、いずれの市町も、国の考え方について、特に異論はないということを確認しました。

これらの過程を経て、県としては、今回の国の取組は、必要な整備が着実に行われることや、半島や多くの離島を有する本県において災害時における迅速な対応が期待できると考え、県管理の7空港・港湾について、「円滑な利用に関する枠組み」を確認した旨を、国に回答したところです。

#### 1-4 特定利用空港・港湾となることで、何が変わるのか

県においては、昨年11月に国からの説明を受けて以降、不明な点等を確認してきたところです。

この中で、国からは、円滑な利用に関する枠組みは、民生利用を主とし、自衛隊等の優先利用のためのものではないこと、管理者の権限や運用は変わらないことを確認しました。

特定利用空港・港湾における整備等については、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、必要となる予算の確保及び事業のより着実な推進に努めることを確認しました。

加えて、自衛隊等が各空港、港湾の状況に精通することで、災害対応時に迅速に対応でき、能力を最大限に発揮することが期待できることを確認したところです。

これらの国の説明を受け、県としては、特定利用空港・港湾となることで、必要な整備が着実に行われることや、半島や多くの離島を有する本県において、災害時における迅速な対応が期待できると考えているところです。

#### 1-5 円滑な枠組みにより想定される自衛隊・海上保安庁の利用方法は

特定利用空港・港湾の利用については、民生利用を主としつつ、自衛隊等の優先利用のためのものでないこと、関係法令に基づくインフラ管理者の権限や運用は変わらないことを確認しました。

その上で、具体的な利用方法としては、航空機の離着陸や船舶の離岸・接岸の訓練、人命救助等への対応に必要な訓練、災害対応などが想定されているところです。

#### 1-6 自衛隊等の利用が優先されるのではないのか

国からは、これまでの空港・港湾の運用と変わらず、「円滑な利用に関する枠組み」については、あくまでも民生利用を主とするものであること、自衛隊や海上保安庁の優先利用のためのものではないこと、関係法令に基づく管理者の権限や運用が変わらないということを確認しているところです。

これまでも、自衛隊・海上保安庁が本県の空港・港湾を利用するに当たっては、その使用目的や個別具体の状況等を踏まえ、民間の航空機や船舶との調整を図りながら、施設管理運営上支障がないことを確認した上で、その使用を認めてきているところであり、今後もその状況は変わらないと考えています。

#### 1-7 有事の取組ではないのか

国は、平素における空港・港湾の利用を対象としたもので、有事の利用を対象とするものではないとしています。

#### 1-8 攻撃目標となる可能性が高まるという声があるがどうか

国は、自衛隊等はこれまでも民間の空港・港湾を利用してきており、今回、更なる利用の円滑化を図ることを目的とした枠組みを設けることとなるが、今後も自衛隊等による平素の利用に大きな変化はなく、当該施設が攻撃目標とみなされる可能性が高まるとは言えないとしています。

また、円滑な利用に関する枠組みは、民生利用を主とし、自衛隊等の優先利用のためのものではないこと、管理者の権限や運用は変わらないこと、自衛隊や海上保安庁専用の施設を整備するものではないことを確認しています。

このようなことから、県としても、特定利用空港・港湾となったことで状況が大きく変わることはないと考えています。

1-9 米軍の利用を心配する声があるかどうか

国は、今回の枠組みは、国とインフラ管理者との間で設けられるものであり、米軍が本枠組みに参加することはないとしています。

本県の空港・港湾においては、これまでも、米軍が利用するに当たっては、その使用目的や個別具体の状況等を踏まえ、民間の航空機や船舶との調整を図りながら、施設管理運営上支障がないことを確認した上で、その使用を認めてきているところであり、今後もその状況は変わらないと考えています。

## < 2 対象となる空港・港湾 >

### 2-1 本県の8空港・港湾が選定された理由は

特定利用空港・港湾の選定の考え方については、国は、自衛隊や海上保安庁が、厳しい安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、島しょが広い範囲にわたり存在する南西諸島、部隊等の所在地の近傍に所在するなど、それぞれの空港・港湾の重要な特性に着目し、その整備状況等も踏まえ、各々の空港・港湾を選定したところです。

### 2-2 今後追加の可能性は

国は、今後の検討・調整によるが、民生利用を前提としつつ、自衛隊・海上保安庁の利用ニーズに合致するものがあれば追加されることがあり得るとしています。

### < 3 国, 市町との協議状況 >

#### 3-1 国に不明な点を確認してきたとのことであるが詳細は

- 県においては、昨年11月に国からの説明を受けて以降、不明な点等を確認してきました。
- ・ この中で、国からは、円滑な利用に関する枠組みは、民生利用を主とし、自衛隊等の優先利用のためのものではないこと、管理者の権限や運用は変わらないことを確認しました。
  - ・ また、特定利用空港・港湾における整備等については、港湾整備事業等の既存の制度に基づき進められること、自衛隊や海上保安庁専用の施設を整備するものではないことを確認しました。
  - ・ 加えて、自衛隊等が各空港、港湾の状況に精通することで、災害対応時に迅速に対応でき、能力を最大限に発揮することが期待できることを確認しました。

#### 3-2 国との協議状況は

国とは、内閣官房、国土交通省、防衛省及び海上保安庁の担当者と県の関係部局長が出席した会議が昨年11月と本年3月の2回開催され、総合的な防衛体制強化に係る考え方についての国の説明や意見交換等を行ったところです。

#### 3-3 国から市町への説明状況は

国は、県の要請を受けて、本年5月9日から30日にかけて、内閣官房、国土交通省、海上保安庁、防衛省の担当者が、対象となる空港・港湾が所在する8市町に対し個別にオンラインによる説明を行いました。

その中で、国からは、特定利用空港・港湾の「施設整備の基本的な考え方」、「利用のイメージ」、「国とインフラ管理者間の連絡・調整体制」などの説明が行われました。

### 3-4 地元市町の意見をどのように把握してきたのか

県と市町との間での意見交換については、本年8月5日から9日にかけて、対象となる空港・港湾が所在する8市町の首長などや県の担当者が参加し、個別に意見交換を行いました。

## < 4 特定利用空港・港湾における整備 >

### 4-1 対象となる整備は

国が示した本県の特定利用空港・港湾のうち、県管理の空港・港湾における施設整備の対象としては、

空港・港湾名	整備内容
徳之島空港	滑走路端安全区域（RESA）、無線施設
鹿児島港	谷山二区の岸壁
川内港	防波堤、唐浜地区の岸壁など（など：導流堤や航路泊地）
志布志港	防波堤
西之表港	防波堤、洲之崎地区の岸壁など（など：泊地）
名瀬港	防波堤、本港地区の岸壁
和泊港	防波堤

となっています。

### 4-2 自衛隊・海上保安庁の専用施設を整備するのか

国は、

- ・ 自衛隊や海上保安庁専用の施設を整備するものではない。
- ・ この取組によって、民間の空港・港湾に新たに自衛隊の基地や駐屯地を設置するといったことはない。

としています。

#### 4-3 特定利用空港・港湾とされたことで整備促進を期待する声があります。整備が本当に進むのか

特定利用空港・港湾の整備については、民生利用を主とするため、港湾整備事業等の既存の制度に基づき進められるものの、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮し、必要となる予算の確保及び事業のより着実な推進に努めることを国から確認したところです。

県としては、民生利用及び災害時の迅速な対応に資するインフラ整備を着実に進めるとともに、地方負担の増とならないことについて、国に要請しており、今回の国の取組により、必要な整備が着実に行われることを期待しているところです。

#### 4-4 整備に当たっての国庫補助率のかさ上げなど地方負担の軽減は

特定利用空港・港湾における整備等については、既存の制度に基づくこと、整備費等についても、既存の制度に基づいて、これまでどおり国とインフラ管理者等がそれぞれ必要な費用を負担することとされています。

国庫補助率の嵩上げなど、地方負担の軽減策につきましては、国からはこれまで示されていないところです。

## < 5 国への要請 >

### 5-1 国への要請内容は

県から国に回答するに当たっては、

- ・ あくまでも民生利用が主であるという本取組の趣旨を遵守すること
  - ・ 引き続き県や地元市町への丁寧な説明及び情報提供を行うこと
  - ・ 民生利用及び災害時の迅速な対応に資するインフラ整備を着実に進めるとともに、地方負担の増とならないこと
  - ・ 他の空港や港湾の整備に影響を生じさせないこと
  - ・ 自衛隊・海上保安庁の運用や訓練等の際の安全確保に万全を期すこと
- 万が一、事件・事故等が発生した場合には、速やかな情報提供や再発防止など、必要な対応等を行うこと

について、国に要請したところです。

国においては、県の要請を踏まえ、県や地元市町への丁寧な説明及び情報提供など、しっかりと対応していただきたいと考えています。